

政令第 号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

## 理由

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。